

第49号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

品川区長 濱 野 健

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「6,400円」を「16,000円」に改める。

第31条第2項中「7,950円」を「8,570円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第3項の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の条例第18条第3項の規定は、適用日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、適用日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第18条第3項の規定を適用する場合には、改正前の学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

（説明）学校教育職員の教員特殊業務手当および義務教育等教員特別手当の支給額を改める必要がある。